## 第3章

## 地球環境保全の積極的推進

### 第3章 地球環境保全の積極的推進

### 第1節 地球温暖化の防止 【土地資源対策・環境生活総務課・環境政策課】 ―― ◎

#### 1 国内外の動き【環境政策課】

平成9年に京都市で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された先進国の温室効果ガスの削減目標を定める「京都議定書」の約束期間が本年から始まりました。

国においては、平成17年4月策定した「京都議定書目標達成計画」の評価・見直しを行い、京都議定書の6%削減の約束をより確実に達成するため、平成20年3月同計画を全部改定しました。

### 2 島根県における地球温暖化対策 【環境政策課】

本県では、平成17年3月「島根県地球温暖化対策推進計画」を改定し、「二酸化炭素排出量を2010年度(平成22年度)までに1990年度(平成2年度)の2%削減」及び「1990年度の二酸化炭素排出量の26%相当量の吸収能力を持つ森林吸収源の確保」を目標に掲げ、「島根県地球温暖化防止活動推進センター」や「島根県地球温暖化防止活動推進員」と連携し様々な対策に取組んでいます。

また、平成17年11月には「脱温暖化社会」へ向けた仕組みづくりとして、県民、事業者、行政、地球温暖化防止活動推進センターの四者が連携した横断的組織「島根県地球温暖化対策協議会」を設立し、各主体が連携しながら自主的な取組の推進を図っています。

こうした状況の中、平成18年度の二酸化炭素排出量は、基準年度からは13.1%増加し、前年度からは活発な生産活動に伴い産業部門で3.9%増加しているものの、家庭や業務(オフィス等)、運輸部門では減少しており、全体では0.2%増加しています。(表3-1-1参照)

#### (1) 島根県地球温暖化対策協議会の設立 【環境政策課】

目的:島根県地球温暖化対策推進計画の推 進、進行管理

事業:構成員間の連携及び情報交換、意見 交換

活動概要、結果の公表 等

部会:事業者部会、家庭部会、行政部会 部会事業

事業者部会:しまねストップ温暖化宣言 事業者の登録 等

家庭部会:しまね地球温暖化防止活動

県民運動の実施等

行 政 部 会:県、市町村等における地球 温暖化対策実行計画の策

定・実行等

## (2) 島根県地球温暖化防止活動推進センター 事業 「環境政策課 】

平成13年11月(財)島根ふれあい環境財団21を「島根県地球温暖化防止活動推進員センター」に指定し、県独自の診断型環境家計簿である「エコライフチャレンジしまね」の普及や、島根県地球温暖化防止活動推進員養成研修の開催など、家庭における取組の推進を図りました。

#### (3) 地球温暖化防止活動推進員の養成 【環境政策課】

平成18年12月に委嘱した118名の島根県地球温暖化防止活動推進員に対して、島根県地球温暖化防止活動推進センターと連携して研修を実施し、地域におけるリーダーの育成を図りました。(平成14年60名から58名増員)

#### (4) ESCO事業の導入【環境政策課】

県内の二酸化炭素排出量は事務所、ビルや 店舗などの民生業務部門の増加が大きく、こ れらの部門における二酸化炭素の削減対策は

#### 第3章 地球環境保全の積極的推進

大きな課題となっています。そこで、民生業務部門における二酸化炭素削減対策として期待されているESCO事業について、県内事業者が導入を検討する際のガイドラインとして活用し、導入が推進するよう平成18年2月マスタープランを策定しました。

なお、今年度より県立中央病院において県内の自治体施設としては初めてESCO事業を 導入しています。

# (5) 省資源・省エネルギー対策の推進 【環境政策課】

近年、快適さや利便性を追求しようとする ライフスタイルの変化に伴い、資源・エネル ギーの消費量や廃棄物が増加する傾向があり ます。 県民及び事業者の省資源・省エネルギーの 取組が推進されるよう、新聞、テレビ等によ る広報やポスターの配布により啓発を行いま した。

また、県自らの取組としては、「環境にやさしい率先実行計画」に基づく取組を行い、特に夏季には軽装勤務(ノーネクタイ)に併せて冷房温度を $28^{\circ}$ C以上に設定し、冬季には暖房温度を $17^{\circ}$ Cに設定するなどエネルギー消費の節減に努めました。

#### (6) 県内の二酸化炭素排出量 【環境政策課】

2006年(平成18年)度の県内の二酸化炭素 排出量及は613万6千トンであり、日本全体 の約0.5%を占めています。

表 3-1-1 県内の部門別二酸化炭素排出量の推移(エネルギー転換部門を除く)  $(単位: 万 \land \lor -CO_2)$ 

						1990年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
産	3	業	部	3	門	177.3	202.2	199.0	199.0	182.8	187.1	189.6	197.0
運	Ē	輸	部	3	門	153.0	174.2	166.9	169.4	164.9	167.6	160.2	159.6
民	生	業	務	部	門	92.2	109.1	104.1	104.5	115.0	116.2	113.0	110.5
民	生	家	庭	部	門	110.6	135.3	137.3	126.0	135.6	137.5	135.9	133.0
廃	棄	4	勿	部	門	9.4	12.8	12.8	12.8	13.5	13.2	13.6	13.5
	<u>{</u>	<u>`</u>	Ħ	+		542.6	633.7	620.1	611.7	611.8	621.6	612.3	613.6
1990	1990年比(1990年を100とした場合)			100.0	116.8	114.3	112.7	112.8	114.6	112.8	113.1		

# 3 環境にやさしい率先実行計画の取組 【環境政策課】

平成12年度から県の全機関において、「環境にやさしい率先実行計画〜県庁エコオフィスプラン〜」に基づき、環境に配慮した事務及び事業活動に取り組んでいます。

同計画は、平成17年3月の「島根県地球温暖 化対策推進計画」の改訂に併せ「環境にやさし い率先実行計画」(第2期) ~地球を守る県庁 チャレンジプラン~に改訂されました。

第2期計画では、17~19年度を前期計画期間 とし、15年度比でCO₂排出量の8%削減を目標 に掲げています。

表3-1-2 環境にやさしい率先実行形計画取組状況(平成19年度)

分	野	実 行 目 標		平成15年度 (基準年)	平成19年度
		コピー用紙の使用量を10%以上削減する。	購入量(t)	389	374
紙の	使 用	コピー用紙を、特殊なものを除き、すべて再生 紙とし、古紙配合率100%、白色度70%程度のも のを使用する。	古紙配合率 (%)	95	79
	封筒の使用量を5%以上削減する。	購入量 (枚)	2,080,191	1, 183, 559	

分 野	実 行 目 標		平成15年度 (基準年)	平成19年度
紙の使用	外注印刷物は原則として再生紙による発注とする。	再生紙利用割合(%)	67	74
	トイレットペーパーは、全て古紙配合率100%の 製品を利用する。	古紙配合率 100%の割合(%)	94	95
水の使り	上水道の使用量を7%以上削減する。	使用量 (m³)	798, 210	719, 970
省エネルギー	電気の使用量を10%削減する。	使用量(kwh)	57, 040, 930	55, 196, 894
	重油の使用量を7%削減する。	使用量(1)	1, 153, 259	860, 324
	灯油の使用量を7%削減する。	使用量(1)	1,822,367	1, 598, 053
	公用車によるガソリンの使用量を3%削減する。	使用量(1)	1,591,533	1,668,504
	公用車による軽油の使用量を7%削減する。	使用量(1)	233, 093	199, 252
低公害」の導力	公用車のうち、特殊な用途を除く公用車に占め る低公害車の割合を10%とする。	公用乗用車への 導入率(%)	4.5	5.4
温室効りガス削減		排出量(t-CO <sub>2</sub> )	48, 626	45, 762

### 4 グリーン購入の推進【環境政策課】

平成13年4月「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」が全面施行されたことを受けて、本県でも13年11月から「島根県グリーン調達推進方針」を定め県のすべての機関で取り組んでいます。平成19年度の調達実績のあった品目全体の適合品調達率は98.9%であり、平成18年度と比べると0.7%向上しました。

また、平成16年度、循環資源を利用した製品の普及・利用を図るための「しまねグリーン製品認定制度」を創設し(1-6-3(2)参照のこと)、この制度における認定製品についても率先して調達していくこととしています。

### 5 地域新エネルギーの導入促進

# (1) 島根県地域新エネルギー導入促進計画 【土地資源対策課】

資源に乏しい我が国にとって、豊かな国民生活と経済発展を実現するためには、エネルギーの安定供給を図ることが必要であり、また、地球温暖化をはじめとする地球環境問題についても具体的な対応をしていかなければなりません。

これらの問題の解決のため、環境負荷の少ない身近にあるエネルギーの有効活用を図るとの考え方に立って、平成11年3月に「島根県地域新エネルギー導入促進計画」を策定し、2010年度における導入目標を立てて取り組んできました。

しかし、計画策定後において、京都議定書の発効や「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(RPS法)の施行、新エネルギー技術の進展等、エネルギーと環境を取り巻く状況が劇的に変化したことから、2008年6月に同計画を改定し、2010年度導入目標を修正するとともに、新たに2015年度導入目標を定めました。

この導入目標は、導入コストの低減、技術開発による実用化、適切な立地地点の確保などを前提条件とした一つの目安でありますが、これに向かって県自らが率先して取り組むことはもちろんのこと、市町村、事業者、県民も地域新エネルギーの導入の意義を理解し、積極的に取り組んでいくことが重要です。

地域新エネルギーの導入については、平成 11年2月に策定された「島根県環境基本計画」 にも掲げられており、「島根県地域新エネル ギー導入促進計画」は、この環境基本計画の 実施計画としても位置づけられるものです。

#### 第3章 地球環境保全の積極的推進

# (2) 地域新エネルギーの導入促進 【土地資源対策課】

実用段階にある太陽光や風力などの再生可能なエネルギー利用の積極的な導入促進を図るとともに、その他の地域新エネルギーについても普及啓発・情報提供を行い、「島根県地域新エネルギー導入促進計画」の進行管理に努めながら、導入目標の達成を目指します。 なお、地域新エネルギーを効果的・効率的に導入するためには、技術的・経済的な実用可能性や賦存量を含めた地域特性を考慮し、取り組むことが必要です。

#### (3) 平成19年度における導入状況等 【土地資源対策課】

- ① 平成19年度における導入状況 平成19年度末現在における主な新エネル ギーの導入状況は、次のとおりです。
  - ・太陽光発電
  - 11,569kW (18,000kW) · 風力発電
    - 7,625kW (180,000kW)
  - ・バイオマス熱利用1,171KL (1,200KL)
  - ·水力発電 7,538kW (7,538kW)
  - ・クリーンエネルギー自動車2,299台 (3,300台)
    - (注) ( ) 内数字は2010年度(平成22年 度)目標数字です。
- ② 平成19年度の主な実施事業
  - ○島根県地域新エネルギー導入促進計画改 定

エネルギーに関する新たな制度の創設や新エネルギー技術の進展等、環境とエネルギーを取り巻く状況が劇的に変化してきたため、これらの状況変化に的確に対応し、新エネルギーの導入を一層促進するために平成11年3月に策定した「島根県地域新エネルギー導入促進計画」の改定作業を行いました。

○島根県市町村新エネルギー関連プロジェ クト支援事業

「島根県市町村新エネルギー関連プロジェクト支援事業」を新設し、市町村及び営利を目的としない民間団体等に対し、新エネルギーの導入促進を図るための事業を実施する場合の経費の補助を行いました。(事業費の1/2以内)

- ○民間事業者等の風力発電設置に係る調整 風力発電事業は、その事業の性格上、 比較的好風況地とされる場所、例えば海 岸線、山地の尾根等に設置が計画される 場合が多く、その際、各種の許認可・届 出等を必要とします。このため、法令の 規定等について、事業者に対して適切な 指導・助言等を行うとともに、個別法担 当課等との調整を行うことにより、計画 が円滑に進むよう支援を行いました。
- ○新エネルギー教室の開催

地域レベルでの新エネルギーの普及・ 啓発を図るため、次世代を担う中学生を 対象に、隠岐の島町において新エネル ギー教室を国(中国経済産業局)、県、 町との共催で開催しました。

### (4) 地域新エネルギーの導入効果 【土地資源対策課】

2010年度における地域新エネルギーの導入 目標量を原油換算すると、年間約114千kLと なり、地域新エネルギーが全く導入されてい ない状況を仮定した場合と比較すると、二酸 化炭素(炭素換算)の排出量は年間25万9千 t削減されます。

また、この二酸化炭素排出削減量25万9千 t は、島根県地球温暖化対策推進計画における2002年を基準とした2010年における二酸化 炭素削減目標量(対策強化の場合)805千 t の32.2%になります。

### 第2節 フロン対策の推進

#### 1 フロン対策の推進【環境政策課】

フロンはオゾン層破壊の原因物質であるというだけではなく、二酸化炭素に比べ100~10,000倍以上の温室効果があることで知られています。フロンについてはモントリオール議定書及びオゾン層保護法により全廃及び生産規制等の措置が講じられてきましたが、今後の課題となるのは、過去に生産された冷蔵庫やカーエアコン等の機器の中に充填された形で残っているフロンの回収・破壊の促進です。

これについては既に法制度化されており、家庭からの廃家電製品 ((廃冷蔵庫・廃エアコン)からのフロンについては「特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)」、業務用冷凍空調機器については「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 (フロン回収破壊法)」、カーエアコンについては「使用済み自動車の再資源化に関する法律 (自動車リサイクル法)」によりフロン類の回収が義務づけされています。

フロン回収破壊法は平成19年10月1日に改正施行され、工程管理制度の導入によるフロン類の引き渡し委託等の書面での管理や、解体される建物中の業務用冷凍空調機器の事前確認書での説明などが義務づけられました。しかし、全国のフロン回収率は例年30~50%程度と推定され、さらにフロン回収の徹底のための取り組みが必要です。

### 第3節 酸性雨対策の推進

#### 酸性雨調查【環境政策課】

酸性雨とは、大気中の窒素酸化物や硫黄酸化 物などが長距離に移流し拡散するうちに酸化 し、雨水や霧となって降下したものです、通常 pH5.6以下の場合をいいます。

本県における酸性雨の実態把握とその酸性化

機構解明を目的に、県内2地点(松江、江津、 平成17年度まで川本)で調査を行っています。

平成19年度における年平均pHは松江:4.59、 江津:4.54でした。この値は全国的に観測され る年平均値と同レベルですが、長期的には酸性 化が進んでいる傾向が見られます。

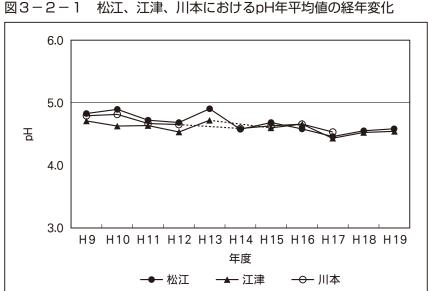


図3-2-1 松江、江津、川本におけるpH年平均値の経年変化

#### 酸性雨長期モニタリング(東アジ 2 ア酸性雨モニタリングネットワー ク~ EANET)【環境政策課】

酸性雨は、その原因物質の発生源から数千キ ロメートルも離れた地域にも沈着する性質があ り、国を越えた広域的な環境問題となっていま す。

また、東アジア地域の国々は近年めざましい 経済成長を遂げる一方、エネルギー消費量の増 加による大気汚染問題や酸性雨による悪影響が 懸念されています。

国では、東アジア地域全体を対象とした酸性 雨モニタリングネットワークの必要性から、環 境省において東アジアモニタリングネットワー ク(EANET)を構築し、平成13年1月から本 格稼働されています。

参加国は現在13カ国であり、活動目的は次の

とおりです。

- (ア) 東アジアにおける酸性雨問題の状況に関 する共通理解を形成する。
- (イ) 酸性雨による環境への悪影響を防ぐた め、国や地域レベルでの政策決定に有益な 情報を提供する。
- (ウ) 参加国間での酸性雨問題に関する協力を 推進する。

国内にはEANETモニタリング地点が12地点 あり、特に島根県は東アジア地域の影響を受け やすい立地状況にあることから、隠岐測定所(隠 岐の島町)と蟠竜湖測定所(益田市)の2地点 が配置されています。

蟠竜湖地点では大気調査のほか、陸水の調査 も実施しており、長期モニタリング地点として その調査結果が重要視されています。

このため、島根県では測定所の管理運営や試 料採取・分析の業務を担当しています。